

## 「2026年度奨学生」募集要項

### 1. 奨学生の資格

#### (1) 人物について

伊藤謝恩育英財団は自らの意思で未来を切り開く志を持った学生を求めています。そのため、明るく前向きな姿勢であることが望まれます。また、当財団の特徴として全国各地で、各分野で学んでいる奨学生が研修会や交流会等を通じて、お互いに切磋琢磨し繋がりを深めていることが挙げられます。この絆は奨学生修了後も続き、奨学生OB・OGにとって大きな財産となっています。

なお、奨学生に対しては一般常識を身に付けるための指導を行っています。その為、謙虚かつ誠実に指導を受け入れる姿勢を奨学生に求めています。

#### (2) 学年と年齢について

2025年4月1日現在、日本の高等学校の第3学年に在学し、**2026年4月**に下記指定大学へ入学することを目指す満19歳未満の者。ただし、留学経験がある者は、満20歳未満とします。

なお、日本の高等専門学校(本科5年課程)の3年生で、**2026年4月**に下記指定大学へ入学することを目指す者は、応募が可能です。

#### (3) 志望校について

志望校は以下に掲げる**4年制大学の4月入学者**に限ります。6年制(医学部、歯学部、獣医学部、薬学部など)の学部は対象外です。

なお、奨学生応募時に第2志望まで申請できますが、応募後に申請内容を変更することは、認めていません。

また、ホームページで入力した申請内容を応募書類記入時に変更する場合は、応募書類郵送前に必ず電話で当財団までお知らせください。事前連絡がない場合は選考対象外となります。

同一学部で昼間部と夜間部がある場合は、それを明記してください。明記なき場合は無効です。

##### <国立大学>

・北海道大学 ・弘前大学 ・東北大学 ・筑波大学 ・埼玉大学 ・千葉大学  
・東京大学 ・一橋大学 ・お茶の水女子大学 ・東京外国語大学 ・東京学芸大学  
・東京科学大学 ・東京農工大学 ・東京海洋大学 ・横浜国立大学 ・新潟大学  
・金沢大学 ・信州大学 ・山梨大学 ・静岡大学 ・名古屋大学 ・京都大学  
・大阪大学 ・神戸大学 ・岡山大学 ・広島大学 ・九州大学

##### <公立大学>

・東京都立大学 ・横浜市立大学 ・大阪公立大学 ・国際教養大学

##### <私立大学>

・早稲田大学 ・慶應義塾大学 ・上智大学 ・学習院大学 ・中央大学  
・国際基督教大学 ・東京理科大学 ・同志社大学 ・関西学院大学

#### (4) 家計収入等について

家計収入による応募の規制はしていません。ただし、大学進学のために奨学金が必要であること、また、奨学金の目的が学費であることが前提です。

応募書類(財団制定用紙2の自己申告書)に家庭事情を詳細に記入してください。

### 2. 奨学生の採用予定人数

奨学生の採用予定人数は、40名です。

### 3. 奨学金の額と給付年数

(1) 奨学金給付金額は、月額70,000円です。入学一時金は400,000円(入学後に給付)です。

<a> 当財団の奨学金は、特別の場合を除いて返済の義務はありません。

<b> 大学入学後の他の奨学金との併給については、下記の通りです。

①給付型奨学金：「日本学生支援機構」の給付型奨学金は併給可能です。

他の給付型奨学金は併給不可です。

②貸与型奨学金：併給可能です。

③遺児奨学金・遺児年金：併給可能です。

どの奨学金においても、当財団への届出が必須となります。

<c> 授業料等減免制度・留学制度などは、それぞれの奨学金の性質を考慮した上で

併給を認める場合があります。

(2) 給付年数は最長4年間です。ただし、当財団の規定に照らし合わせて、奨学生として相応しくないと判断された場合には、奨学金の給付を停止し、場合によっては既に給付した奨学金を返還していただくことがあります。

毎年、当財団選考委員会による「奨学金継続給付」の審査があります。

### 4. 奨学生の選考と決定

奨学生の選考および内定者の決定、採用者の決定は次の通り行います。

#### (1) 書類選考

応募書類の審査による選考を行い、当財団奨学生選考委員会の審査を経て、その結果を7月上旬までに書面で本人宛に通知します。

#### (2) 面接選考

書類選考の合格者については、7月下旬に東京都千代田区の当財団事務所にて面接選考を行い、当財団奨学生選考委員会の審査を経て、理事会で採用内定者を決定し、その結果を9月中旬までに書面で本人および在学校長宛てに通知します。

#### (3) 正式採用

内定者の正式採用は、内定者が応募時に申し出た大学・学部・学科への入学を条件に当財団規定に基づき、理事会で決定します。

※なお、選考の過程および結果の理由は公表いたしません。

### 5. 奨学生の義務

当財団の奨学生に採用された場合には、以下の事項の履行について、誓約書を提出していただきます。

(1) 今後一層学業に精進し健康に留意して、当財団の期待する奨学生に相応しい態度と言動をとること

(2) 奨学金は学業のためだけに使い、他の目的には使用しないこと

(3) 奨学生認定証書授与式・ガイダンスに出席すること

(4) 当財団が実施する奨学生研修会その他の行事に参加し、奨学生相互の啓発向上と社会貢献への志を高めること

(5) 奨学金の給付を受けた時には、ただちに奨学金受領書を提出すること

(6) 毎年度末に、学業成績証明書および生活状況報告書(財団制定用紙)を提出すること

(7) 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること

<a> 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき

<b> 休学、復学、転学、留学、留年、停学、退学など学籍上の異動があるとき

<c> 他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき

(8) 誓約書に違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること

特別の理由がなく上記の(1)～(7)の義務を怠った時は、奨学金の給付を停止します。

### 6. 奨学生修了後の心構え

当財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えています。

奨学生修了後も、連絡が取れるようにしてください。